

木津川市文化財保存活用地域計画（案）に係るパブリックコメント実施結果（提出意見及び市の考え方）

1 公表機関：令和5年1月6日（金）～令和5年2月6日（月）

2 計画（案）に対する意見の提出結果：3人（6件）

3 提出された意見及び市の考え

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	計画への反映
1	要望	P178-179 第7章第46表③「山背南部のコンビナート」関連文化財群、自然・人文資産の方針	銭司遺跡の和同開珎に関連した遺物の展示の方向性をより明確にすべき。（例えば、くのみや学習館にて、など具体例）。	貴重なご意見として伺います。 個別の文化財の保存・活用の方針については本計画では大きな方針しか記載していません。具体的な保存・活用の措置等については関連文化財群全体の中、あるいは個別文化財の保存活用計画や指針作成の過程で検討をしていくものと考えています。	—
2	意見	P234-235およびP236-237 第7章第71表⑥「動乱・自治と太平の世」関連文化財群、自然・人文資産の方針	赤田川（大野浜）の残念石(38)とその切り出し場跡である山階遺跡(40)については、独立した文化財として記述されているが、「方針」、特に「活用」の面では両者をセットとして考えていくべきであり、それを示唆する記述にすべきである。なお、大野山の山腹にある切り出し場で切り出された岩などは地表に露出しており、「埋蔵」文化財というカテゴリーが適切かどうかは検討が必要であろう。	貴重なご意見として伺います。 大野浜残念医師と山科遺跡はセットであるというご指摘はその通りです。一方で、一体的な保存・活用に関しては、本ストーリーに即した保存・活用をはかっていきます。なお、石切丁場は「埋蔵文化財包蔵地」に該当しています。	—
3	要望	P240-241 第7章第73表⑦「今につながる農山村・宿場・都市の風景」関連文化財群、自然・人文資産の方針	大井手用水に関しては本計画書案の諸所に記述され、現地確認の方向性が打ち出されている。しかし、規模は小さいものの、同様な水利遺跡として「北山マンボ」については取り上げられていない。項目の追加が望まれる。（「北山マンボ」については、例えば、NPO法人「ふるさと案内・かも」ホームページ内の以下の資料を参照： https://www.furukamo.org/ホーム/資料加茂の寺社文化財#h.884kj7nj67ag ）	貴重なご意見として伺います。 本市で現在文化財として把握していないものであっても、市民の皆様からご提案頂ける事業を令和6年度から実施したいと考えています。本文P135及びP136第26表にありますとおり、広く市民の皆様から身近な自然資産・人文資産のご提案を頂きたく思います。北山マンボに関してもご提案頂きましたら、必要に応じて調査を進め、文化財類型として位置づけが可能かを検討し、未指定文化財の台帳に掲載し、HPなどでの情報発信を図っていきたくと考えています。	—
4	要望	P246-247 第7章第76表⑦「今につながる農山村・宿場・都市の風景」関連文化財群、自然・人文資産の方針	ランプ小屋の活用として、建屋内部や大仏鉄道で使われた道具など、内部公開や展示の方向性（JR西日本や収集家との協議などを通じて）をより明確にすべき。	貴重なご意見として伺います。 個別の文化財の保存・活用の方針については本計画では大きな方針しか記載していません。具体的な保存・活用の措置等については関連文化財群全体の中、あるいは個別文化財の保存活用計画や指針作成の過程で検討をしていくものと考えています。	—
5	意見・修正	概要版P7 歴史文化の魅力を高める（整備・活用）	「文化財のアクセス環境・周遊環境などの改善を検討します。」について、次の通り修正する。文化財の活用に基本的に必要なのは、その所在地の周知確認が何よりも不可欠で、その為には所在地の表示および所在地への標識は絶対に欠かせません。現状、特に旧木津町における「表示・標識」が殆ど皆無で、インバウンド的に又地元地域住民にすら認知されていない状況にあります。ついでに、「文化財のアクセス環境・周遊環境などの改善を検討します。」では、何を検討するのか？改善の要否を検討するのでは必要性の切実性が読み取れず、「文化財のアクセス環境・周遊環境などの整備を行います。」とするのが是非必要と考えます。他のヶ所の「検討」についても、十分な検討が必要です。	貴重なご意見として伺います。 本地域計画においては市域に存在する多数の文化財を扱っています。アクセス環境の改善の必要性については個別の文化財や、関連文化財群、保存活用地区において、①現状の確認（調査）→②課題の抽出→③課題改善方法の検討→④課題解決の実施というプロセスを踏まえる必要があります。現状で①・②自体ができていないため、「検討」という用語を用いています。また、実際のアクセス環境・周遊環境などの改善をハードウェア的な工事として実施する場合には、法的な規制や予算、地域の理解などをクリアする必要もあることをご理解願います。	—
6	意見	概要版P10 もうひとつの古都～恭仁京と聖武天皇の夢～ 概要版P13 瓶原文化財保存活用地区（恭仁小学校区）	当地みかの原地域に幸い国道163号が通っており、南山城村の「道の駅」を見習って、恭仁宮跡を含む公有地を活用して「道の駅 恭仁京」を作ればよいのではとの意見を提出いたします。歴史公園として恭仁宮跡を位置付けて、地方創生の目玉として、着眼。物産販売、観光案内所、駐車場、食堂、山城郷土資料館の当地への引っ越し含めて考えてみるのも面白いかと。	貴重なご意見として伺います。 恭仁宮跡の保存・活用については京都府と連携して進めていく事としています。詳細版P182及び183第7章第47表のとおり、京都府の活用整備検討事業に併せ、本市では保存活用計画の作成、史跡の追加指定、公有化の推進を実施していきます。ご意見にあります「道の駅」のような機能につきましては、京都府の検討事業並びに保存活用計画作成の過程で検討をしていくものと考えています。	—